

## 目次

### 第7章 方法書に対する住民等意見の概要及び

事業者の見解、方法書に対する知事意見及び事業者の見解…………… 7-1

## 表番

表7.1.1 環境影響評価方法書についての住民等意見及び

それに対する事業者の見解…………… 7-1

表7.1.2 環境影響評価方法書についての知事意見及び

それに対する事業者の見解…………… 7-2

## 第7章 方法書に対する住民等意見の概要及び事業者の見解、方法書に対する知事意見及び事業者の見解

長野県環境影響評価条例第9条第1項に基づく環境の保全の見地からの意見を有する者の意見を表7.1.1に示します。

表7.1.1 環境影響評価方法書についての住民等意見及びそれに対する事業者の見解

住民等の意見	事業者見解
魚類の調査期間等において、「調査時期を春、冬とします。」とした根拠が不明である。生物調査においては四季での調査が一般的と考えるが、調査時期を春、冬に限定した根拠は何か。特段根拠が無いのであれば四季での調査を実施すべき。	当該地区における魚類については、夏、秋にしか確認できない魚類は生息していないことを文献調査にて確認しています。このため、当該地域に生息する魚類及び産卵のため当該地域に遡上してくる魚類の両方が確認できる春及び溜まりにまとまって確認しやすい冬に調査を実施しました。 (P.4-7-7 参照)

長野県環境影響評価条例第11条第1項に基づく環境の保全の見地からの長野県知事意見及びそれに対する事業者の見解を表7.1.2に示します。

表7.1.2(1) 環境影響評価方法書についての知事意見及びそれに対する事業者の見解

番号	項目	長野県の知事の意見	事業者見解
1	1.事業計画	この道路建設計画が策定されてきた中で、複数ルート帯案の検討等、環境に配慮するためにどのような検討がなされてきたかの経過を、準備書において明確に記載すること。	ルート帯の検討経緯を準備書に掲載しました。 (P.1-2参照)
2	2.共通事項	工事用道路付近に保全対象がある場合は、方法書に記載されている調査区域の外であっても、工事用車両の通行による影響について、必要な予測・評価を行うこと。	工事用車両の運行に係る大気質、騒音、振動については、環境影響を受ける恐れがある住居等が存在する箇所において、工事用車両の運行による影響が最も大きいと想定される地点で予測評価を行いました。  (P.4-1-3,4-1-9,4-2-5,4-3-5参照)
3	3.大気質	地形的に非常に複雑な場所なので、気象観測に当たっては、工事による影響を的確に予測できるよう、地形の影響を受けやすい斜面などが無い地点であることを確認すること。	大気質の調査については、地形の影響を受けやすい斜面などが無い地点であることを確認して実施しました。 (P.4-1-2,4-1-3参照)
4	4.騒音、振動、低周波音	発破工事における保全対策のため、防音扉の設置位置や他の手法も合わせて効果的な対策を検討できるよう類似事例や最新の知見の情報収集も含め十分に調査すること。	発破工事を実施する場合には、類似事例の調査及び最新の知見の収集を行い、必要に応じて適切に保全対策を講じます。 (P.1-10参照)
5		発破に関する低周波音については、ISO7196による評価では、影響を的確に予測できず、保全対策が不十分になる可能性があるため、文献・資料等を収集し手法を検討すること。	発破工事を実施する場合には、文献・資料等収集し、必要に応じて適切に保全対策を講じます。 (P.1-10参照)

表7.1.2(2) 環境影響評価方法書についての知事意見及びそれに対する事業者の見解

番号	項目	長野県の知事の意見	事業者見解
6	5.水質、水象	工事による水質への影響の有無を確認するため、適切な調査地点を選定し、着工前から水質調査を実施するよう検討すること。	工事による水質への影響の有無を確認するため、適切な調査地点を選定し、着工前から河川水の水質調査を実施します。 (P.1-11参照)
7		トンネル掘削等の工事中における排水について、特に、この地域の地質の特異性から重金属による汚染の可能性を確認するため、水質については環境影響評価を実施する項目とすること。	トンネル工事の実施にあたっては一般的な保全対策として汚濁水処理設備の設置などにより河川水の汚濁を防止するとともに、必要に応じトンネル湧水の水質調査を行い対策を講じることにより、水質に及ぼす重大な影響はないと判断されることから、環境影響評価を実施する項目としては選定しません。 (P.1-11参照)
8		工事による地下水量・水質等の変化を監視できる湧水や井戸の有無を確認すること。	工事による地下水位・水質の変化を監視できる湧水や井戸の有無を確認しましたが、該当する湧水や井戸は存在しませんでした。 なお、トンネル工事の実施にあたっては地下水位の測定を行うと共に、必要に応じて地下水の水質調査などを実施します。 (P.1-11参照)
9		大規模な構造帯、破砕帯の近くをトンネル掘削するので、想定される異常出水等の事態を十分予測し対策を検討すること。	トンネル掘削工事の実施にあたり、事前及び施工中の出水量の調査を行い、異常出水に対する対策を検討します。 (P.1-11参照)
10	6.植物、動物、生態系	動植物への影響が予想されるトンネル坑口、明かり部、取り付け道路等において踏査ルートを適切に設定すること。	動植物の調査範囲については、土地改変による影響が予想される坑口部及び工事用道路、明かり部の範囲等において適切に設定しました。 (P.4-6-2、P.4-7-3参照)

表7.1.2(3) 環境影響評価方法書についての知事意見及びそれに対する事業者の見解

番号	項目	長野県の知事の意見	事業者見解
11	6.植物、動物、生態系	魚類の調査時期のうち春については、稚魚がある程度大きくなり、また、当年生の個体と越冬した個体も確認可能な、できるだけ夏に近い時期とし、再生産の構造がわかるような調査にすること。	魚類の調査時期のうち春については、できるだけ夏に近い時期に実施しました。 (P.4-7-7参照)
12		魚類の調査において、春はカジカ、冬はアマゴ、イワナの卵が存在している可能性があるため、掘り起こしたり、踏み潰したりしないよう、十分注意すること。	魚類の調査については、カジカ、アマゴ、イワナの卵を、掘り起こしたり、踏み潰したりしないよう、十分注意して調査しました。 (P.4-7-3参照)
13		この調査区域における注目すべき動物については、天然分布による種を選定し、放流等により分布している種を除くこと。	専門家の指導・助言を踏まえ、放流魚が生態系を構成する一つの種であるため、注目すべき種として選定しました。 (P.3-1~3,4-7-40,4-7-92参照)
14		トラップ法を用いる調査は、長時間放置することにより個体を死亡させることがあるので、調査方法について検討すること。	トラップ法を用いる調査では、捕獲した個体を長時間放置することがないように、巡回回数を増やしました。 (P.4-7-1参照)
15		長野県版レッドデータブックで絶滅危惧種として掲載されているシテムシ科の昆虫が調査地域に生息しているとされるため、ベイトトラップを小嵐川沿いに仕掛けるなど、その設置位置について考慮すること。	シテムシ科の昆虫の特性を踏まえ、適切な位置にベイトトラップを設置しました。 (P.4-7-2参照)

表7.1.2(4) 環境影響評価方法書についての知事意見及びそれに対する事業者の見解

番号	項目	長野県の知事の意見	事業者見解
16	6.植物、動物、生態系	猛禽類の調査にあたっては、この地域でクマタカの繁殖の成功率が低いことも考慮すること。	猛禽類の調査にあたっては、専門家の指導・助言を受け、適切に調査を実施しました。 (P.3-1~3-2参照)
17		生態系に係る注目すべき動植物の典型性の指標としてミドリシジミ類、クリ-ミズナラ群落、カスミザクラ-コナラ群落を加えるよう検討すること。	現地調査の結果および、専門家の指導・助言を踏まえ、ミドリシジミ類は実施区域よりも標高の高い尾根部に生息していることから、対象事業が及ぼす影響を指標する種としては適当ではないと判断したため典型性の指標として選定しませんでした。 また、クリ-ミズナラ群落とカスミザクラ-コナラ群落は、広葉樹林(クリ・コナラ群落)として選定しました。 (P.4-8-19参照)
18		生態系の予測・評価において、森林伐採により生じた林縁付近では、特に光量、温度、湿度、土壌水分も変化する可能性があるのを考慮すること。	森林伐採により生じる林縁付近の状況を考慮し、指標種を通じて生態系の予測・評価を行いました。 (P.4-8-34~72参照)
19	7.景観、触れ合い活動の場、史跡・文化財	青崩峠を含む「塩の道」と、それに沿って点在するいくつかの文化財や石仏、石碑、墓碑が相まって、古来よりの景観が保たれているので、人と自然との触れ合い活動の場又は史跡・文化財としてそれらを個々に評価するだけでなく、全体を線又は面による1つの景観として捉え、予測・評価すること。	触れ合いの活動の場において、塩の道の特性を踏まえ、全体を線又は面として捉えて予測評価を実施しました。 (P.4-10-10~15参照)

注1) 専門家とは、環境影響評価技術検討委員会委員(P.3-1参照)をいう。